

## 北海道博物館告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和3年3月30日

北海道博物館長 石森 秀三

### 1 入札に付す事項

- (1) 契約の名称及び数量 野幌森林公園林内散策路警備業務 一式
- (2) 契約の目的の仕様等 野幌森林公園林内散策路警備業務処理要領による
- (3) 履行期限（契約期間） 令和3年5月1日から令和3年10月31日
- (4) 納入場所（履行場所） 野幌森林公園林内散策路等 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2ほか

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年北海道告示第676号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石狩振興局館内に本店又は営業所等の拠点を有し、かつ、契約履行可能地域に石狩が含まれていること。
- (5) 平成31年4月1日以降、資格審査を申請する日までに1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約（屋外警備を主とする警備業務で、駐車場の整理・料金徴収、車両等の誘導業務を含みません。）を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 警備員（施設警備2級以上の検定資格を有する者又は警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上の者）を有すること。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(5)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあつては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

### 4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2のに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年3月31日から令和3年4月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館総務部総括グループ

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館総務部総括グループ

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

(2) 入札日時 令和3年4月21日午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金 免除

8 契約保証金

(1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

9 郵便等による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定している。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道博物館総務部総括グループ  
イ 所在地 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2  
ウ 電話番号 011-898-0456

(5) 前金払・概算払

前金払等はしない。

(6) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。